

平成 27 年度 ニホンジカ保護及び管理に関する検討会  
議事概要

日時：平成 28 年 2 月 12 日（金）14:00～16:00

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室

出席者

検討委員

梶 光一	東京農工大学農学部 教授
小泉 透	国立研究開発法人森林総合研究所 研究コーディネータ
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 取締役
濱崎 伸一郎	株式会社野生動物保護管理事務所 代表取締役
山根 正伸	神奈川県自然環境保全センター 研究企画部長 兼 自然保護公園部長

事務局

川上 毅	自然環境局総務課 課長
東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 鳥獣保護管理企画官
道明 真理	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
黒江 隆太	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 指定管理鳥獣係長
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 共生事業係長

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	”
澤邊 佳彦	”

議事

- (1) ニホンジカの保護・管理に関する最近の動向について
- (2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・平成 27 年度)(案)について
- (3) 今後のニホンジカの保護及び管理に関する検討方針について

配付資料

出席者名簿

ニホンジカの保護及び管理に関する検討会開催要綱

資料 1 ニホンジカの保護・管理に関する最近の動向について

資料 2 - 1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・平成 27 年度)  
(案)について

資料 2 - 2 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・平成 27 年度)

の改訂案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

資料 2 - 3 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）  
（案）

資料 3 今後のニホンジカの保護及び管理に関する検討方針について

参考資料 1 ニホンジカの分布状況等

参考資料 2 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

参考資料 3 平成 27 年度ニホンジカ、イノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業実施状況

参考資料 4 クマ類の放獣に関するガイドライン

参考資料 5 締付け防止金具

### 議事概要

(1) ニホンジカの保護・管理に関する最近の動向について

（資料 1、参考資料 1～3 を説明）

質疑等、特になし

(2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成 27 年度）（案）  
について

（資料 2-1～2-3、参考資料 4、5 について説明）

（委員）特定計画と被害防止計画は、整合性を取り作成することになっているので、案に記載  
されている「多い方に設定することが望ましい」は、違和感がある。

（事務局）修正を検討する。

(3) 今後のニホンジカの保護及び管理に関する検討方針について

（資料 3 について説明）

（委員）三重の紀勢本線に関する指定管理鳥獣捕獲等事業の取り組みについて、事業と事故対  
策としての捕獲の各性質がよく適合していたと感じる。また、鉄道会社は車両事故に関す  
る膨大なデータを自ら収集しているので、捕獲の実施による事故発生抑制効果のモニタリ  
ングが可能なので良い事例になると思う。

（委員）いくつかの事例を報告いただいたが、ガイドラインの中で強調している PDCA サイクル  
による事業管理をしていくという視点での事例紹介ではなかったのが残念である。捕獲は  
依然として、Do をやればよいという感覚ではないか。その原因は、仕様書を書い  
て発注している側に PDCA サイクルを回すという気持ちがないからだと思う。富士山国有林  
の事例では、仕様書の中に、請け負った事業者は捕獲もするけれども、「モニタリングをす  
ること」が明確に書いてある。不測の事態に対しては、学識経験者のほか、発注側も受注  
側も構成員に含まれる実行委員会を設け、そのときどきに起きる事態にどのように対応し  
たら良いかを議論することも仕様書の中に盛り込まれている。紹介された話では、おそら

く仕様書の中に全くそのような PDCA サイクルを回す仕組みが入っていないことが伺え、問題だと感じた。

(事務局) 今回環境省が実施している指定管理鳥獣捕獲等事業では、評価報告書の作成を依頼している。通常は事業を実施して半年間評価の期間をおき、評価報告書を作成するという形式である。ただし、平成 26 年度補正予算で実施した事業は、設定した報告時期が 4 月末であるため、期間が短く、事業開始初年度ということもあり、評価の仕方も試行錯誤となっているようだ。指定管理鳥獣捕獲等事業の評価方法については、ご指摘いただいた PDCA サイクルを適切に運用することも含めて検討できればと考えている。

(委員) 指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣管理計画の中でしっかりと位置付けられて、継続的に実施されることが重要。都道府県によって色々な事業目的で実施されている中で、環境省として現状、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の目的設定等に関する指導方針があれば、紹介いただきたい。

(事務局) 現在、各都道府県にヒアリングを実施しているところ。指定管理鳥獣捕獲等事業を導入するにあたって、各都道府県でかなり状況が違う。農水省の補助金を使って市町村でかなり捕獲成果が上がっており、県として指定管理鳥獣捕獲等事業の必要性を感じていないような場合もある。また、既存の捕獲事業との兼ね合いにより、実施できる場所が県指定鳥獣保護区だけのこともあるようだ。環境省としては、10 年後に生息数を半減させるという目標があるので、推定生息数に比べて捕獲数が少ない地域については、半減に向けた指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を推進しているところである。目的に関しては、その都道府県の状況に応じて柔軟に考えている。

(委員) 仕様書の内容や、発注者側がどのような体制の中で事業を実施しているかをもう少し把握した方がよい。すでに経験も豊かでしっかりとした専門家のいる自治体と、このような捕獲事業が初めての自治体とでは状況異なる。後者の場合は猟友会やコンサルに依存するケースがあるだろう。どのように発注、調整しているのか情報があると多くの県で参考になると思う。

(委員) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は単年度計画である。単年度事業内で評価・モニタリングができないと、別途県で独自の仕組みにより 3 年、5 年のスパンで評価していかざるを得ないだろう。独自の仕組みを持った上で単年度事業を実施している意識があるかどうか重要。もう 1 点、日本には管理ユニットという概念がほとんど普及していない。複数の事業に対して実施者は同一だったりする。実施場所も事業間で重複している。このため事業ごとの評価が行いにくい状況である。そのような状況下で発注者側はどのように評価できるか、評価体制がどのようにになっているか把握することが非常に重要である。

(事務局) 今後、運用上の課題など、事例を収集し紹介していく。また、今後捕獲数を増やさなければならない状況の中、何を改善し捕獲数を伸ばしていく必要があるか、また捕獲数の増加に際し支障となっている課題についても、事例収集の焦点として考えていきたい。

(委員) 各都道府県で指定管理鳥獣捕獲等事業の目的が違う中で、計画達成率が様々になってしまうのはやむを得ない。その点を踏まえて計画を立て、評価することを各県にしっかり

意識してもらう必要がある。また、特定計画の中で、指定管理鳥獣捕獲等事業の目的も明確に位置づけて組み込まれていくことが必要。第12次の特定計画改訂の際もその点を意識してもらうことが大事。捕獲効率を高める点については、捕獲に適した時期を重視した計画にしなければならない。おおよそ捕獲に適した時期が年度末、年度始めの辺りになる。現行の年度単位、単年度の事業では、そこが手薄になってしまうということが多いと想定される。特定計画の5年間の計画の中で、年度をまたいだ捕獲事業が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施されるのが効果を上げる1つのポイントになるため、その仕組みを工夫していく必要がある。

(事務局) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は、1年以内の計画で年度をまたぐことができる。例えば3月、4月で重点的に捕獲したいといった場合、法定計画としては、例えば4月、5月まで、1年以内であれば作ることができる。ただし、交付金事業については年度単位になる。

(委員) 捕獲数という「数」に振り回されてはいけないと感じている。抜本的な鳥獣捕獲強化対策の中でうたっているのは、捕獲数ではなくて、10年後に生息数を半分にすることである。生息数が半分に近づいているのか、モニタリングの第1として調べなければいけない。1万頭獲ったとか、1万2,000頭獲ったとかということが大事なのではなくて、それによって生息数、ないしは個体数指標という生息数を表わすものが0.5(半減)に向かって着実に低下していつているかが大事である。捕獲数のことばかり注目すると、どうしてもDoのところばかりに意識がいつてしまう。Doのところばかりに意識がいくと、作業人数が増えることになり、事故率が格段に高くなっていく。

(委員) 評価やPDCAサイクルを回す際、規模をきちんと考えなければいけない。国の事業が、どれだけの規模、効果を持てる可能性があるか認識することが重要であり、生息数を半減させる目標に対し何頭捕獲する必要がある、どの程度の役割を果たせるのかを考える必要がある。都道府県ごとの指定管理鳥獣捕獲等事業レベルでは、各事業の目標や、他事業との調整の中で、捕獲しにくい場所で実施されるケースを想定すると、捕獲数が十分確保できない場合も生じる。規模には、予算の規模、投入できる人員の規模、対象になっている期間、場所の広さの規模もある。期間と場所の広さのバランスが取れているかどうか 중요하다。私の知るケースでは、非常に狭い範囲の中で、長い期間実施され、捕獲が一定以上進まない場合がある。条件と規模のミスマッチがあつてはうまくいかない。それを事例の中で整理していくことが今後に向けた作業だろう。また、事業を評価する際、事業開始前の仕様書でどこまで記述されているかである。作業記録等のどの項目をどれだけ詳細にするかで、捕獲ができなかった要因、捕獲効率の良かった理由が分析できる。今の段階では評価につながる標準項目がない状態である。事業成果を客観的に証明するためのデータ項目を考えていくこともPDCAの1つだろう。今年度の事業等の報告や評価をもとに、検証すべき項目を抽出し、次の事業でその項目を明確にする流れで1つ1つの事業を検討していかなければならない。

(委員) 事業の運用に関して、神奈川県での経験の中で見ると、やはり数年の年月が経たない

としっかりとした捕獲に結びつかない。同一の事業者が複数年継続的に実施していかないと捕獲は余り進まないことを考えると、単年度の事業制度でどうやっていくのか、非常に難しい。広域連携に関しては、個体の移出入を要因として、県境付近で捕獲数が多くなっている状況が起きている。県境部の連携は非常に大事だと経験から感じている。交付金については、農水省の交付金と環境省の交付金の2本立てで現在、かなり多くの県が捕獲に取り組んでいる。この役割分担が明確であってもいいのではないか。これはある程度数が減った後にも出てくる課題。環境省の交付金は、高標高、自然生態系、といった視点での交付金と理解をして神奈川県では運用している。農業被害については市町村に交付金が配分され市町村が対策を実施している。ニホンジカの場合は、広域的に生態系に影響を与えることから、県が対応するという整理をしている。長野県のように捕獲数が既に多い県で指定管理鳥獣捕獲等事業を標高の高い場所で集中的に実施しているということは、やはりそういった背景が顕れていると思う。ある程度生息数を減らした段階でのテーマだが、次期特定計画の検討の際は、それぞれの役割分担をしっかりと組み込むよう検討していくことが今後の課題ではないか。

(委員) ニホンジカの捕獲数がかなり増えている中で、許可捕獲の割合が増している。相変わらず許可捕獲の中でも、情報収集が非常にお粗末な状況。農水省事業、環境省事業、狩猟、でデータをどう取っていくか、しっかりと次の特定計画改訂に向けて意識していかなければならない。

(委員) 国として10年後に半減というのは、これはプロセスとして異論はないと思うが、その中で、生息数、推定数と捕獲数だけに注目されがちである。推定生息数には誤差があり、過去の推定値も推定の度にリセットされなかなか理解されにくいものである。北海道でもそのような問題があった。推定生息数や捕獲数に振り回されることなく、確実に減少しているかどうかを把握できるモニタリングの仕様を各都道府県がしっかり確立しておくことが重要。現場で改善に向かっているということと、地域の人、行政、従事者が認識できるレベルでのモニタリングをしっかりとやっていくということが一番基本になることを肝に銘じておく必要がある。

(委員) 全国レベルの生息数推定という大きなプロジェクトの1つの成果として、感度の高い生息数指標の調べ方をモニタリングの基本とすべきということと、生息数が右肩上がりの状況を打破しないと生息数推定幅は狭まらないという2つが教訓として得られたと感じる。全国レベルの生息数推定作業の際、おそらくCPUE、SPUEを様々な場面で使われたと思う。CPUE、SPUEは私の実感でいくと、密度が低下すると実際以上の比率で低下する。CPUEと個体数の関係というのは定数ではなく、2つの定数が関係していると理解した方がよい。1つは生息数と関連する定数、もう1つはニホンジカの警戒心の高まりを反映する定数、この2つにコントロールされている。モニタリングの指標として、CPUE、SPUEというのは全国的に広範囲な場所を対象とするのに良く、また、低コストで持続的に集めやすいということが最大のメリットである。このメリットは変わらないが、今後密度が低下していくにつれて大きな齟齬が生じていくことが想定される。これはもう少し先の課題かもしれない

が、例えば強度の捕獲を与えているところで、モニタリング手法として区画法を使ったりすると、非常に低い結果が出てくる。必ずしも線的に比例しなくなってくるのではないか。この辺は技術的なところも含めて今後検討していかなければならない。

(委員) 今まで言われていたように、何の項目をきちんとモニタリングするかが非常に重要なことだ。例えば糞塊密度調査は、昨年度全国的に実施された。これは非常に重要で、全国の密度の分布が示され、参考資料のような分布図ができている。都道府県で実施していなかった地域でも環境省事業により実施され、一定の成果が挙げられた。モニタリングは、継続してやることが非常に重要。

(事務局) 今のところ、平成 26 年の環境省事業で全国調査されたことを受けて、各都道府県がどういう動きに転換したかという状況把握はできていない。来年度以降、状況把握していきたい。また、モニタリング手法に応じて、生息密度が低くなった場合の指標のレスポンスなど、手法ごとの特性の整理について以前の議論で話題に出ていたかと思う。来年度だけでは結論は出ないと思うが、そういった手法ごとの特性や、これまでのモニタリング結果を踏まえた今後の展開の可能性等、来年度以降に追及していきたい。

以上